

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年流山市条例第21号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条の2 市は、福祉会館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる福祉会館の管理を行わせるものとする。</p> <p>(1) 流山市流山福祉会館</p> <p>(2) 流山市西深井福祉会館</p> <p>(3) 流山市南福祉会館</p> <p>(4) 流山市名都借福祉会館</p> <p>(5) 流山市南流山福祉会館</p> <p>(6) 流山市平和台福祉会館</p> <p>(7) 流山市下花輪福祉会館</p> <p>(8) 流山市十太夫福祉会館</p> <p>(9) 流山市東深井福祉会館</p> <p>(10) 流山市野々下福祉会館</p> <p>(11) 流山市思井福祉会館</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条の2 市は、福祉会館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる福祉会館の管理を行わせるものとする。</p> <p>(1) 流山市流山福祉会館</p> <p>(2) 流山市西深井福祉会館</p> <p>(3) 流山市南福祉会館</p> <p>(4) 流山市名都借福祉会館</p> <p>(5) 流山市南流山福祉会館</p> <p>(6) 流山市平和台福祉会館</p> <p>(7) 流山市下花輪福祉会館</p> <p>(8) 流山市十太夫福祉会館</p> <p>(9) 流山市東深井福祉会館</p> <p>(10) 流山市野々下福祉会館</p>
<p>2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 福祉会館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 第4条第1号、第3号（流山市十太夫福祉会館、流山市野々下福祉会館及び流山市思井福祉会館に限る。）、第4号（流山市東深井福祉会館に限る。）及び第5号に規定する事業に関すること。</p> <p>(3) 第7条に規定する使用の許可に関すること。</p> <p>(4) 第8条に規定する使用の制限に関すること。</p>	<p>2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 福祉会館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 第4条第1号、第3号（流山市十太夫福祉会館及び流山市野々下福祉会館に限る。）、第4号（流山市東深井福祉会館に限る。）及び第5号に規定する事業に関すること。</p> <p>(3) 第7条に規定する使用の許可に関すること。</p> <p>(4) 第8条に規定する使用の制限に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 第9条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。</p> <p>(6) 第14条に規定する利用料の収受、減額及び還付に関すること。</p> <p>2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条、第8条及び第9条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。</p>	<p>(5) 第9条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。</p> <p>(6) 第14条に規定する利用料の収受、減額及び還付に関すること。</p> <p>2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条、第8条及び第9条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。</p>